



# 鳥取県公報

平成16年10月15日(金)  
号外第152号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|            |   |    |
|------------|---|----|
| <b>規 則</b> | 鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(73)<br>(行政経営推進課).....          | 5  |
|            | 鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に伴う関係規則の<br>整備に関する規則(74)(＃)..... | 8  |
|            | 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(75)(職員課).....                           | 16 |
|            | 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(76)(行政経営推進課).....                           | 17 |

### ——— 公布された規則のあらまし ———

#### 鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

##### 1 趣旨(第1条関係)

この規則は、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

##### 2 定義(第2条関係)

(1) この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによることとした。

ア 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律に規定する電子署名をいう。

イ 電子証明書 電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。

(2) (1)のほか、この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例によることとした。

##### 3 適用手続の公示(第3条関係)

県の機関は、県の機関が条例及びこの規則の規定により情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等(以下3において「適用手続」という。)について、あらかじめ、当該適用手続の根拠となる条例等の名称及び条項並びに当該適用手続を適用する日を公示するものとする事とした。

##### 4 電子情報処理組織による申請等(第4条関係)

(1) 条例の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、県の機関が定めるところにより、県の機関の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって次に掲げる機能をすべて有するものから入力して、申請等を行わなければならないこととした。

ア 県の機関が交付するソフトウェア(電子計算機による処理の手順を記述したものをいう。以下同じ。)

又は県の機関の使用に係る電子計算機から入手できるソフトウェアを用いて、県の機関の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力できる機能又はその他県の機関が指定した様式に入力できる機能

イ 県の機関の使用に係る電子計算機と通信できる機能

(2) 県の機関が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等を行う者は、(1)により入力された事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事

項を証する電子証明書であって次のアからウまでのいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならないこととした。

ア 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に規定する電子証明書

イ 商業登記規則に規定する電子証明書

ウ ア又はイに掲げるもののほか、県の機関が別に定める電子証明書

(3)(1)により申請等を行う者は、県の機関の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録((4)において「添付書面等」という。)に記載すべき若しくは記録すべき事項を条例に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び県の機関の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならないこととした。

(4) 県の機関は、電子情報処理組織を使用して申請等を行う者が添付書面等のうち登記簿及び戸籍の謄本又は抄本、住民票の写し、印鑑証明書その他行政機関等(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に規定する行政機関等をいう。)が発行する書面等又は県の機関が指定する書面等に記載されている事項を入力する場合は、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において、次に掲げる事項に応じ、それぞれに掲げる期間、当該書面等又は電磁的記録を提出させることができることとした。

ア 鳥取県行政手続条例に規定する申請 申請を行った日から当該申請に対する諾否の応答としての処分通知等を受け取った日までの期間

イ 鳥取県行政手続条例に規定する届出 届出を行った日から3月を経過する日までの期間

(5)(1)により申請等が行われる場合において、次のアからエまでに掲げるときは、当該申請等を書面等により行うときに他の規則の規定により併せて提出すべきこととされている当該アからエまでに掲げる書面等又は電磁的記録の提出を省略させることができることとした。

ア 申請等を行う者に係る2の(1)に掲げる電子証明書を送信するとき 申請等を行う者に係る住民票の写しであって、申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているもの

イ 申請等を行う者に係る2の(2)に掲げる電子証明書を送信するとき 申請等を行う者に係る登記簿の謄本又は抄本であって、申請等を行う者の名称、所在地又は代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの

ウ 電気通信回線を使用して県の機関に登記情報(電気通信回線による登記情報の提供に関する法律に規定する登記情報をいう。)の利用を依頼するとき 当該登記情報に係る登記簿の謄本又は抄本に記載された事項

エ 申請等を行う者に係る財務諸表等に記載された事項を、商法施行規則に規定する電磁的方法により申請等を行った日から5年を経過する日まで不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置くとき 当該財務諸表等に記載され又は記録された事項

(6) 県の機関は、(1)による申請等が県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときその他の県の機関が必要と認めるときは、その状況を当該申請等を行った者に対して通知するものとする事とした。

## 5 電子情報処理組織による処分通知等(第5条関係)

(1) 県の機関は、条例の規定により、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する諾否の応答として処分通知等を行うときは、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によって当該処分通知等を受けることを申し出たときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができることとした。

(2)(1)の場合のほか、県の機関は、処分通知等を受けるべき者が、あらかじめ電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを申し出たときに限り、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができることとした。

(3) 県の機関は、(1)及び(2)の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を条例に規定する県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならないこととした。

(4) 県の機関が所属する職員に対して行う処分通知等については、(1)及び(2)にかかわらず、県の機関の指定する方法により行うことができることとした。ただし、電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合であって、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機が県の機関の使用に係る電子計算機でない場合は、この限りでないこととした。

#### 6 電磁的記録による縦覧等(第6条関係)

県の機関は、条例の規定により書面等の縦覧等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等をインターネットを利用する方法、県の機関の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする事とした。

#### 7 電磁的記録による作成等(第7条関係)

県の機関は、条例の規定により、書面等の作成等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録の作成等を県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により行うものとする事とした。

#### 8 氏名又は名称を明らかにする措置(第8条関係)

(1) 条例に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、次のいずれかの措置とする事とした。

ア 電子署名(当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)

イ 申請等を行う者による県の機関の指定する電子計算機にあらかじめ登録されている申請等を行う者に係る識別符号及び暗証符号の入力

(2) 条例に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名とする事とした。

#### 9 その他の手続等への準用(第9条関係)

県の機関に対して行うこととされ、又は県の機関が行うこととしている手続等のうち条例第3条から第6条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、条例等に特段の定めがある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による事とした。

#### 10 委任(第10条関係)

この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、県の機関が別に定める事とした。

#### 11 この規則は、公布の日から施行する事とした。

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

1 既に電子情報処理組織等について条例上の規定の整備を行っている条例と鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例との適用関係が整理されること等に伴い、次に掲げる関係規則について所要の改正を行う事とした。(第1条、第2条、第4条~第6条関係)

(1) 鳥取県情報公開条例施行規則

(2) 鳥取県公有財産事務取扱規則

(3) 鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則

(4) 港湾法施行細則

(5) 鳥取県会計規則

2 鳥取県住民基本台帳法施行条例の規定により、本人確認情報を利用することができる事務を定めること

とした。(第3条関係)

- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この規則は、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行の日から施行することとした。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

#### 1 鳥取県国民保護協議会関係

鳥取県国民保護協議会の担任する事務及び庶務を担当する機関を次のとおり定めることとした。(第18条関係)

| 担任する事務   | 庶務担当機関  |
|--|---------|
| 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び当該重要事項についての知事に対する意見の具申に関する事務 | 防災危機管理課 |

#### 2 鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併関係

次の表の左欄に掲げる地方機関について、同表の右欄に掲げる内容の改正を行うこととした。(第33条、第36条の11、第37条、第39条、第41条、第45条の2、第50条、第71条の2、第80条、第106条、第107条、第117条、第134条、第143条、第155条、第156条の2、第156条の8、附則関係)

| 地方機関名           | 内 容            |
|-----------------|----------------|
| 鳥取県東部県税事務所      | 管轄区域の表示の変更     |
| 鳥取県東部福祉保健局      | 管轄区域の表示の変更     |
| 鳥取県東部福祉事務所      | 所管区域の表示の変更     |
| 鳥取県東部身体障害者更生相談所 | 所管区域の表示の変更     |
| 鳥取県東部知的障害者更生相談所 | 所管区域の表示の変更     |
| 鳥取県立鹿野かちみ園      | 位置の表示の変更       |
| 鳥取県立鹿野第2かちみ園    | 位置の表示の変更       |
| 鳥取県中央児童相談所      | 所管区域の表示の変更     |
| 鳥取県鳥取保健所        | 所管区域の表示の変更     |
| 鳥取県鳥取交通事故相談所    | 管轄区域の表示の変更     |
| 鳥取県鳥取地方農林振興局    | 管轄区域の表示の変更     |
| 鳥取農業改良普及所       | 管轄区域の表示の変更     |
| 気高農業改良普及所       | 位置及び管轄区域の表示の変更 |
| 鳥取県園芸試験場河原試験地   | 位置の表示の変更       |
| 鳥取県鳥取家畜保健衛生所    | 管轄区域の表示の変更     |
| 鳥取県林業試験場        | 位置の表示の変更       |
| 鳥取県鳥取地方県土整備局    | 所管区域の表示の変更     |
| 鳥取県姫路鳥取線用地事務所   | 位置の表示の変更       |
| 鳥取県鳥取港湾事務所      | 所管区域の表示の変更     |

#### 3 西伯郡伯耆町の設置関係

次の表の左欄に掲げる地方機関について、同表の右欄に掲げる内容の改正を行うこととした。(第109条、第134条、第135条の2、附則関係)

| 地方機関名        | 内 容          |
|--------------|--------------|
| 鳥取県立とっとり花回廊  | 位置の表示の変更     |
| 鳥取県西部家畜保健衛生所 | 名称及び位置の表示の変更 |

#### 4 その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

#### 5 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、次に掲げる改正は、それぞれに定める日から施行することとした。

( 1 ) 2の改正 平成16年11月1日

( 2 ) 3の改正 平成17年1月1日

( 3 ) 4の改正 平成17年4月1日

## 規 則

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則をここに公布する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第73号

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

( 趣 旨 )

第1条 この規則は、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

( 定 義 )

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

( 1 ) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

( 2 ) 電子証明書 電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

( 適 用 手 続 の 公 示 )

第3条 県の機関は、県の機関が条例及びこの規則の規定により情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等（以下この項において「適用手続」という。）について、あらかじめ、当該適用手続の根拠となる条例等の名称及び条項並びに当該適用手続を適用する日を公示するものとする。

( 電 子 情 報 処 理 組 織 に よ る 申 請 等 )

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、県の機関が定めるところにより、県の機関の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって次に掲

げる機能をすべて有するものから入力して、申請等を行わなければならない。

- (1) 県の機関が交付するソフトウェア(電子計算機による処理の手順を記述したものをいう。以下同じ。)又は県の機関の使用に係る電子計算機から入手できるソフトウェアを用いて、県の機関の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力できる機能又はその他県の機関が指定した様式に入力できる機能
  - (2) 県の機関の使用に係る電子計算機と通信できる機能
- 2 県の機関が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等を行う者は、前項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。
- (1) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する電子証明書
  - (2) 商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第33条の8第2項に規定する電子証明書
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、県の機関が別に定める電子証明書
- 3 第1項の規定により申請等を行う者は、県の機関の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録(次項において「添付書面等」という。)に記載すべき若しくは記録すべき事項を条例第3条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び県の機関の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。
- 4 県の機関は、電子情報処理組織を使用して申請等を行う者が添付書面等のうち登記簿及び戸籍の謄本又は抄本、住民票の写し、印鑑証明書その他行政機関等(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第2条第2号に規定する行政機関等をいう。)が発行する書面等又は県の機関が指定する書面等に記載されている事項を入力する場合は、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に掲げる期間、当該書面等又は電磁的記録を提出させることができる。
- (1) 鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)第2条第5号に規定する申請 申請を行った日から当該申請に対する諾否の応答としての処分通知等を受け取った日までの期間
  - (2) 鳥取県行政手続条例第2条第8号に規定する届出 届出を行った日から3月を経過する日までの期間
- 5 第1項の規定により申請等が行われる場合において、次の各号に掲げるときは、当該申請等を書面等により行うときに他の規則の規定により併せて提出すべきこととされている当該各号に掲げる書面等又は電磁的記録の提出を省略させることができる。
- (1) 申請等を行う者に係る第2項第1号に掲げる電子証明書を送信するとき 申請等を行う者に係る住民票の写しであって、申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているもの
  - (2) 申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる電子証明書を送信するとき 申請等を行う者に係る登記簿の謄本又は抄本であって、申請等を行う者の名称、所在地又は代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの
  - (3) 電気通信回線を使用して県の機関に登記情報(電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226号)第2条第1項に規定する登記情報をいう。)の利用を依頼するとき 当該登記情報に係る登記簿の謄本又は抄本に記載された事項
  - (4) 申請等を行う者に係る財務諸表等に記載された事項を、商法施行規則(平成14年法務省令第22号)第10条に規定する電磁的方法により申請等を行った日から5年を経過する日まで不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置くとき 当該財務諸表等に記載され又は記録された事項
- 6 県の機関は、第1項の規定による申請等が県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときその他の県の機関が必要と認めるときは、その状況を当該申請等を行った者に対して通知するものとする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 県の機関は、条例第4条第1項の規定により、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する諾

否の応答として処分通知等を行うときは、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によって当該処分通知等を受けることを申し出たときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項に規定する場合のほか、県の機関は、処分通知等を受けるべき者が、あらかじめ電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを申し出たときに限り、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 県の機関は、前2項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を条例第4条第1項に規定する県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4 県の機関が所属する職員に対して行う処分通知等については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、県の機関の指定する方法により行うことができる。ただし、電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合であって、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機が県の機関の使用に係る電子計算機でない場合は、この限りでない。

(電磁的記録による縦覧等)

第6条 県の機関は、条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等をインターネットを利用する方法、県の機関の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第7条 県の機関は、条例第6条第1項の規定により、書面等の作成等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録の作成等を県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第8条 条例第3条第5項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、次のいずれかの措置とする。

(1) 電子署名(当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)

(2) 申請等を行う者による県の機関の指定する電子計算機にあらかじめ登録されている申請等を行う者に係る識別符号及び暗証符号の入力

2 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名とする。

3 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名とする。

(その他の手続等への準用)

第9条 県の機関に対して行うこととされ、又は県の機関が行うこととしている手続等のうち条例第3条から第6条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、条例等に特段の定めがある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、県の機関が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県規則第74号

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(鳥取県情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県情報公開条例施行規則(平成12年鳥取県規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下この条において「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。)に改める。

| 改 正 後                        | 改 正 前   |
|------------------------------|---|
|                              | (開示請求の方法)<br>第2条 条例第6条第1項の規則で定める方法は、電子計算機を使用して県の情報ページに電気通信回線を通じて接続し、表示される請求書に同項各号に掲げる事項を入力し、入力した情報を県の使用する電子計算機に送信する方法とする。 |
| (公文書開示請求書)<br>第2条 略          | (公文書開示請求書)<br>第3条 略   |
| (公文書開示決定通知書等)<br>第3条 略       | (公文書開示決定通知書等)<br>第4条 略  |
| (開示の実施等)<br>第4条 略            | (開示の実施等)<br>第5条 略   |
| (個人に関する情報)<br>第5条 略          | (個人に関する情報)<br>第6条 略   |
| (事案移送通知書)<br>第6条 略           | (事案移送通知書)<br>第7条 略  |
| (第三者に対する意見書提出の機会の付与等を要しない情報) | (第三者に対する意見書提出の機会の付与等を要しない情報)  |

第7条 条例第14条第2項第2号の規則で定める情報は、  
第5条第2項各号に掲げる情報とする。

(費用負担の額)

第8条 略

(指針の公表)

第9条 略

(運用状況の公表)

第10条 略

別表(第8条関係) 略

様式第1号(第2条関係) 略

様式第2号(第3条関係) 略

様式第3号(第3条関係) 略

様式第4号(第3条関係) 略

様式第5号(第3条関係) 略

様式第6号(第3条関係) 略

様式第7号(第3条関係) 略

様式第8号(第3条関係) 略

様式第9号(第6条関係) 略

第8条 条例第14条第2項第2号の規則で定める情報は、  
第6条第2項各号に掲げる情報とする。

(費用負担の額)

第9条 略

(指針の公表)

第10条 略

(運用状況の公表)

第11条 略

別表(第9条関係) 略

様式第1号(第3条関係) 略

様式第2号(第4条関係) 略

様式第3号(第4条関係) 略

様式第4号(第4条関係) 略

様式第5号(第4条関係) 略

様式第6号(第4条関係) 略

様式第7号(第4条関係) 略

様式第8号(第4条関係) 略

様式第9号(第7条関係) 略

(鳥取県公有財産事務取扱規則の一部改正)

第2条 鳥取県公有財産事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条を除く。)を削る。

| 改 正 後                     | 改 正 前   |
|---------------------------|---|
| 目次<br>第1章～第5章 略<br><br>附則 | 目次<br>第1章～第5章 略<br>第6章 雑則(第43条・第44条)<br>附則<br><br>第6章 雑則<br><br>(電磁的記録による作成)<br>第43条 第35条第1項に規定する公有財産台帳(同条第2項の規定による添付書類を含む。)第36条から第39 |

条までに規定する帳簿及び第40条の規定による報告書（以下この条において「台帳等」という。）については、当該台帳等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務部長が定めるものをいう。次条第1項において同じ。）の作成をもって、当該台帳等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該台帳等とみなす。

（電磁的方法による提出）

第44条 第40条に規定する報告書（以下この条において「報告書」という。）の提出については、当該報告書が電磁的記録をもって作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって総務部長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもって行うことができる。

2 前項の規定により報告書の提出が電磁的方法によって行われたときは、当該報告書の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

（鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部改正）

第3条 鳥取県住民基本台帳法施行細則（平成14年鳥取県規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）を加える。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）及び鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（条例第2条の規則で定める事務）</p> <p>第1条の2 <u>条例第2条第1号の規則で定める事務は、栄養士法（昭和22年法律第245号）第4条第1項の免許の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。</u></p> <p>2 <u>条例第2条第2号の規則で定める事務は、温泉法（昭和23年法律第125号）第15条第1項の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。</u></p> <p>3 <u>条例第2条第3号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u></p> | <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則  
(昭和46年厚生省令第35号)第9条第2号の指定の  
申請の受理又はその申請に係る事実についての審査
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第  
10条の3第2号の指定の申請の受理又はその申請に  
係る事実についての審査
- 4 条例第2条第4号の規則で定める事務は、次のとお  
りとする。
- (1) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭  
和34年鳥取県条例第49号)第6条第2項の決定に係  
る申込みの受理又はその申込みに係る事実につい  
ての審査(鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関  
する条例(昭和43年鳥取県条例第5号)第8条におい  
て準用する場合を含む。)
- (2) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9  
条の5第3項の意見の申出の受理又はその申出に係  
る事実についての審査(鳥取県特別県営住宅の設置  
及び管理に関する条例第8条において準用する場  
合を含む。)
- (3) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第19  
条第3項の意見の申出の受理又はその申出に係る事  
実についての審査
- 5 条例第2条第5号の規則で定める事務は、鳥取県立  
社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年  
鳥取県条例第11号)第3条の許可(鳥取県立岩井長者  
寮及び鳥取県立福原荘に係るものに限る。)の申請の  
受理又はその申請に係る事実についての審査とする。
- 6 条例第2条第6号の規則で定める事務は、鳥取県営  
鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和42年鳥取  
県条例第24号)第12条の許可の申請の受理又はその申  
請に係る事実についての審査とする。
- 7 条例第2条第7号の規則で定める事務は、次のとお  
りとする。
- (1) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例  
(昭和45年鳥取県条例第12号)第4条第1項の承認  
の申請の受理又はその申請に係る事実についての審  
査
- (2) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第  
14条の2第1項の脱退一時金の給付の請求の受理又  
はその請求に係る事実についての審査
- 8 条例第2条第8号の規則で定める事務は、消費生活  
の安定及び向上に関する条例(昭和55年鳥取県条例第  
5号)第15条の資金の貸付けその他の援助の申請の受  
理又はその申請に係る事実についての審査とする。
- 9 条例第2条第9号の規則で定める事務は、次のとお  
りとする。
- (1) 鳥取県青少年健全育成条例(昭和55年鳥取県条  
例第34号)第12条の3第1項の届出の受理又はその  
届出に係る事実についての審査

- (2) 鳥取県青少年健全育成条例第12条の3第2項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
  - (3) 鳥取県青少年健全育成条例第17条の3第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
  - (4) 鳥取県青少年健全育成条例第17条の3第2項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 10 条例第2条第10号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年鳥取県条例第48号)第11条第1項の許可の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査
  - (2) 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第13条第1項の許可の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査
- 11 条例第2条第11号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和58年鳥取県規則第18号)第8条第5項の指定の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査
  - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条第2項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

(鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部改正)

第4条 鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成8年鳥取県規則第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前   |
|-------|---|
|       | <p>(電子情報処理組織による報告)</p> <p><u>第6条 知事は、法第17条第3項の規定による報告については、前条第1項又は第2項の書面による報告の方法に代えて、県の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と採捕の数量等の報告者の使用に係る入出力装置として知事が公示して指定するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下単に「電子情報処理組織」という。)を使用して行わせることができる。</u></p> <p>2 前項の規定により行われた報告は、県の使用に係る電子計算機に備えられ、又は接続されたファイルへの記録がされた時に県に到着したものとみなす。</p> <p>3 電子情報処理組織を使用して法第17条第3項の規定による報告をしようとする者についての前条第1項又は第2項の規定の適用については、同条第1項中「別記様式による書面を提出して」とあるのは「入出力装置(採捕の数量等の報告者の使用に係る入出力装置として知事が公示して指定するもの)に限る。次項におい</p> |

て同じ。)から入力してファイルに記録して」とし、  
同条第2項中「別記様式による書面を提出して」とあるのは「入出力装置から入力してファイルに記録して」とする。

(港湾法施行細則の一部改正)

第5条 港湾法施行細則(昭和51年鳥取県規則第52号)の一部を次のように改める。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下この条において「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。)に改める。

| 改 正 後   | 改 正 前  |
|---|--|
| <p>(行為の許可の申請)<br/>第2条の2 略</p> <p>様式第1号の2(第2条の2関係)</p> | <p>(電子申請の特例)<br/>第2条の2 前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、<u>鳥取港に係る岸壁、物揚場又はボートパークに係留のために使用しようとする場合の使用等の許可の申請は、法第50条の2第6項に規定する電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)を使用して行うことができる。この場合において、当該申請をする者は、自署又は押印を省略することができる。</u></p> <p>2 前項の規定により行われた申請(以下「電子申請」という。)については、前条第1項及び第3項の申請書により行われたものとみなして、<u>条例及びこの規則の規定を適用する。</u></p> <p>3 電子申請は、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時に知事に到達したものとみなす。</p> <p>(電子申請に対する処分の通知等)<br/>第2条の3 知事は、<u>電子申請に対する処分の通知を行うときは、当該通知を電子情報処理組織を使用して行うことができる。ただし、当該申請をした者が、あらかじめ書面によって当該通知を受けることを申し出たときは、この限りでない。</u></p> <p>2 前項本文の規定により行われた通知は、<u>当該電子情報処理組織に備えられたファイルに記録された後通常その出力に要する時間が経過した時に、当該申請をした者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(行為の許可の申請)<br/>第2条の4 略</p> <p>様式第1号の2(第2条の4関係)</p> |

| ボートパーク内行為許可申請書                                       | ボートパーク内行為許可申請書                                       |
|--|--|
| 職 氏 名 様  | 職 氏 名 様  |
| ボートパーク内における行為の許可を受けたいので、<br>港湾法施行細則第2条の2の規定により申請します。 | ボートパーク内における行為の許可を受けたいので、<br>港湾法施行細則第2条の4の規定により申請します。 |
| 年 月 日  | 年 月 日  |
| 郵便番号   | 郵便番号   |
| 届出者 住 所  | 届出者 住 所  |
| 氏 名 ㊟  | 氏 名 ㊟  |
| (法人にあっては、名称及び<br>代表者の氏名)                             | (法人にあっては、名称及び<br>代表者の氏名)                             |
| 電話番号   | 電話番号   |
| 記  | 記  |
| 略  | 略  |
| 備考 略   | 備考 略   |

(鳥取県会計規則の一部改正)

第6条 鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>(旅費出納員)</p> <p>第5条の2 前条の出納員に加え、部に旅費(旅行命令簿によるものに限る。)に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務を行わせる出納員(以下「旅費出納員」という。)を置き、次の各号に掲げる部の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をもって充てる。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 教育委員会事務局 次に掲げる事務の区分に応じ、それぞれに定める者をもって充てる。</p> <p>ア イに掲げる事務以外の事務 教育総務課の庶務事務を担当する課長補佐の職にある者</p> <p>イ 県内の市町村又は地方公共団体の組合の設置する小学校、中学校又は養護学校の教職員が行う電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知</p> | <p>(旅費出納員)</p> <p>第5条の2 前条の出納員に加え、部に旅費(旅行命令簿によるものに限る。)に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務を行わせる出納員(以下「旅費出納員」という。)を置き、次の各号に掲げる部の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をもって充てる。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 教育委員会事務局 次に掲げる事務の区分に応じ、それぞれに定める者をもって充てる。</p> <p>ア イに掲げる事務以外の事務 教育総務課の庶務事務を担当する課長補佐の職にある者</p> <p>イ 県内の市町村又は地方公共団体の組合の設置する小学校、中学校又は養護学校の教職員が行う電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知</p> |

覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報の処理の用に供されるものをいう。)により申請された旅費の支出負担行為の確認又は支出に係る事務教育総務課の給与・人事担当主幹の職にある者

(5)~(8) 略  
2及び3 略

第38条の2 略

2 前項の規定にかかわらず、諸給与、旅費(旅行命令簿によるものに限る。) 恩給その他知事が別に定めるものについては、支出負担行為兼支出仕訳書その他の書類により支出負担行為を行うことができる。

3 知事又は出納機関の長の行う支出負担行為について、支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要な主な書類は、別表第2に定める区分によるものとする。

4 略  
5 略  
6 略

(支出の命令)

第40条 知事又は出納機関の長は、支出の命令をしようとするときは、支出仕訳書又は支出負担行為兼支出仕訳書により行われなければならない。

2 略

(支出命令の取消し及び訂正)

第40条の2 知事又は出納機関の長は、指定出納取扱店又は出納取扱店が債権者への支払を終わらない場合において支出の命令を取り消そうとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類により行われなければならない。

(1) 支払手続指定日(指定出納取扱店が支払手続を行う日として出納長が指定した日をいう。以下同じ。)  
前 支出仕訳書又は支出負担行為兼支出仕訳書

(2) 略  
2 略

覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報の処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により申請された旅費の支出負担行為の確認又は支出に係る事務教育総務課の給与・人事担当主幹の職にある者

(5)~(8) 略  
2及び3 略

第38条の2 略

2 前項の規定にかかわらず、旅費(旅行命令簿によるものに限る。) については、支出負担行為兼支出仕訳書又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録により支出負担行為を行うことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、諸給与、恩給その他知事が別に定めるものについては、支出負担行為兼支出仕訳書その他の書類により支出負担行為を行うことができる。

4 知事又は出納機関の長の行う支出負担行為について、支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要な主な書類又は電磁的記録は、別表第2に定める区分によるものとする。

5 略  
6 略  
7 略

(支出の命令)

第40条 知事又は出納機関の長は、支出の命令をしようとするときは、支出仕訳書又は支出負担行為兼支出仕訳書により行われなければならない。ただし、旅費(旅行命令簿によるものに限る。) については、支出負担行為兼支出仕訳書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により行うことができる。

2 略

(支出命令の取消し及び訂正)

第40条の2 知事又は出納機関の長は、指定出納取扱店又は出納取扱店が債権者への支払を終わらない場合において支出の命令を取り消そうとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類又は電磁的記録により行われなければならない。

(1) 支払手続指定日(指定出納取扱店が支払手続を行う日として出納長が指定した日をいう。以下同じ。)  
前 支出仕訳書又は支出負担行為兼支出仕訳書(旅費(旅行命令簿によるものに限る。)) において、支出負担行為兼支出仕訳書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。

(2) 略  
2 略

(返納金の戻入)

第89条 知事又は出納機関の長は、返納金を経費に戻入させようとするときは、戻入仕訳書又は資金前渡(概算払)精算書により第10条の規定に準じて戻入の決定をしなければならない。

2～5 略

別表第2(第38条の2関係)

支出負担行為の整理区分表

| 区 分    | 支出負担行為として整理する時期 | 支出負担行為の範囲 | 支出負担行為に必要な主な書類  |
|--------|-----------------|-----------|---|
| 1～6 略  | 略               | 略         | 略   |
| 7 旅 費  | 支出決定のとき。        | 支出しようとする額 | 請求書又は職員の旅費に関する条例施行規則(昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号)第10条の表の右欄に定める事項を記載した書類 |
| 8～24 略 | 略               | 略         | 略   |

(返納金の戻入)

第89条 知事又は出納機関の長は、返納金を経費に戻入させようとするときは、戻入仕訳書又は資金前渡(概算払)精算書により第10条の規定に準じて戻入の決定をしなければならない。ただし、旅費(旅行命令簿によるものに限る。)については、戻入仕訳書に記載すべき事項を記載した電磁的記録により行うことができるものとする。

2～5 略

別表第2(第38条の2関係)

支出負担行為の整理区分表

| 区 分    | 支出負担行為として整理する時期 | 支出負担行為の範囲 | 支出負担行為に必要な主な書類等           |
|--------|-----------------|-----------|---------------------------|
| 1～6 略  | 略               | 略         | 略                         |
| 7 旅 費  | 支出決定のとき。        | 支出しようとする額 | 請求書又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録 |
| 8～24 略 | 略               | 略         | 略                         |

附 則

この規則は、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年鳥取県条例第42号)の施行の日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第75号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県規則第46号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>(手当の額)</p> <p>第4条 扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。)時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の額については、給与条例の適用を受ける者の例による。</p> | <p>(手当の額)</p> <p>第4条 扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。)時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の額については、給与条例の適用を受ける者の例による。</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第76号**

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後   | 改 正 前  |         |        |         |  |         |            |                                       |  |   |      |        |        |         |  |         |
|---|--|---------|--------|---------|--|---------|------------|---------------------------------------|--|---|------|--------|--------|---------|--|---------|
| <p>(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)</p> <p>第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">附属機関</th> <th style="text-align: center;">担任する事務</th> <th style="text-align: center;">庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">鳥取県防災会議</td> <td style="border: 2px solid black;">災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務</td> <td style="border: 2px solid black;">防災危機管理課</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">鳥取県国民保護協議会</td> <td style="border: 2px solid black;">武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 附属機関   | 担任する事務  | 庶務担当機関 | 鳥取県防災会議 | 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務 | 防災危機管理課 | 鳥取県国民保護協議会 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第 |  | <p>(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)</p> <p>第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">附属機関</th> <th style="text-align: center;">担任する事務</th> <th style="text-align: center;">庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">鳥取県防災会議</td> <td style="border: 2px solid black;">災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務</td> <td style="border: 2px solid black;">防災危機管理課</td> </tr> </tbody> </table> | 附属機関 | 担任する事務 | 庶務担当機関 | 鳥取県防災会議 | 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務 | 防災危機管理課 |
| 附属機関  | 担任する事務   | 庶務担当機関  |        |         |  |         |            |                                       |  |   |      |        |        |         |  |         |
| 鳥取県防災会議   | 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務 | 防災危機管理課 |        |         |  |         |            |                                       |  |   |      |        |        |         |  |         |
| 鳥取県国民保護協議会  | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第  |         |        |         |  |         |            |                                       |  |   |      |        |        |         |  |         |
| 附属機関  | 担任する事務   | 庶務担当機関  |        |         |  |         |            |                                       |  |   |      |        |        |         |  |         |
| 鳥取県防災会議   | 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務 | 防災危機管理課 |        |         |  |         |            |                                       |  |   |      |        |        |         |  |         |

|   |   |
|---|---|
| 112号)第37条第2項の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び当該重要事項についての知事に対する意見の具申に関する事務<br>略 | 略 |
|---|---|

第2条 鳥取県行政組織規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改 正 後  | 改 正 前 |                  |              |            |     |              |   |  |  |    |    |      |            |     |              |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |          |              |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |              |              |
|--|-------|------------------|--------------|------------|-----|--------------|---|--|--|----|----|------|------------|-----|--------------|---|--|--|----|----|------|--|-----------------|--------|------------|-----|----------|--------------|--|----|----|------|------------|-----|------------------|---|--|--|----|----|------|------------|-----|------------------|---|--|--|----|----|------|--|-----------------|--------|------------|-----|--------------|--------------|
| (名称、位置及び管轄区域)<br>第33条 県税事務所設置条例(昭和25年鳥取県条例第26号)第2条の規定により設置された県税事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。<br><table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県東部県税事務所</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> <td style="text-align: center;">鳥取市、岩美郡及び八頭郡</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 2 略<br>(設置)<br>第36条の11 福祉保健局を次のとおり置く。<br><table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県東部福祉保健局</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> <td style="text-align: center;">鳥取市、岩美郡及び八頭郡</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> (名称、位置及び所管区域)<br>第37条 鳥取県福祉事務所設置条例(昭和30年鳥取県条例第8号)第1条の規定により設置された福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。<br><table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">名称</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">位置</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">社会福祉法第14条第5項の事務</th> <th style="text-align: center;">その他の事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県東部福祉事務所</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> <td style="text-align: center;">岩美郡及び八頭郡</td> <td style="text-align: center;">鳥取市、岩美郡及び八頭郡</td> </tr> </tbody> </table> | 名称    | 位置               | 管轄区域         | 鳥取県東部県税事務所 | 鳥取市 | 鳥取市、岩美郡及び八頭郡 | 略 |  |  | 名称 | 位置 | 管轄区域 | 鳥取県東部福祉保健局 | 鳥取市 | 鳥取市、岩美郡及び八頭郡 | 略 |  |  | 名称 | 位置 | 所管区域 |  | 社会福祉法第14条第5項の事務 | その他の事務 | 鳥取県東部福祉事務所 | 鳥取市 | 岩美郡及び八頭郡 | 鳥取市、岩美郡及び八頭郡 | (名称、位置及び管轄区域)<br>第33条 県税事務所設置条例(昭和25年8月鳥取県条例第26号)第2条の規定により設置された県税事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。<br><table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県東部県税事務所</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> <td style="text-align: center;">鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 2 略<br>(設置)<br>第36条の11 福祉保健局を次のとおり置く。<br><table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県東部福祉保健局</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> <td style="text-align: center;">鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> (名称、位置及び所管区域)<br>第37条 鳥取県福祉事務所設置条例(昭和30年鳥取県条例第8号)第1条の規定により設置された福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。<br><table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">名称</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">位置</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">社会福祉法第14条第5項の事務</th> <th style="text-align: center;">その他の事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県東部福祉事務所</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> <td style="text-align: center;">岩美郡、八頭郡及び気高郡</td> <td style="text-align: center;">鳥取市、岩美郡、八頭郡及</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 管轄区域 | 鳥取県東部県税事務所 | 鳥取市 | 鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡 | 略 |  |  | 名称 | 位置 | 管轄区域 | 鳥取県東部福祉保健局 | 鳥取市 | 鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡 | 略 |  |  | 名称 | 位置 | 所管区域 |  | 社会福祉法第14条第5項の事務 | その他の事務 | 鳥取県東部福祉事務所 | 鳥取市 | 岩美郡、八頭郡及び気高郡 | 鳥取市、岩美郡、八頭郡及 |
| 名称   | 位置    | 管轄区域             |              |            |     |              |   |  |  |    |    |      |            |     |              |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |          |              |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |              |              |
| 鳥取県東部県税事務所   | 鳥取市   | 鳥取市、岩美郡及び八頭郡     |              |            |     |              |   |  |  |    |    |      |            |     |              |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |          |              |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |              |              |
| 略  |       |                  |              |            |     |              |   |  |  |    |    |      |            |     |              |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |          |              |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |              |              |
| 名称   | 位置    | 管轄区域             |              |            |     |              |   |  |  |    |    |      |            |     |              |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |          |              |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |              |              |
| 鳥取県東部福祉保健局   | 鳥取市   | 鳥取市、岩美郡及び八頭郡     |              |            |     |              |   |  |  |    |    |      |            |     |              |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |          |              |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |              |              |
| 略  |       |                  |              |            |     |              |   |  |  |    |    |      |            |     |              |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |          |              |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |              |              |
| 名称   | 位置    | 所管区域             |              |            |     |              |   |  |  |    |    |      |            |     |              |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |          |              |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |              |              |
|  |       | 社会福祉法第14条第5項の事務  | その他の事務       |            |     |              |   |  |  |    |    |      |            |     |              |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |          |              |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |              |              |
| 鳥取県東部福祉事務所   | 鳥取市   | 岩美郡及び八頭郡         | 鳥取市、岩美郡及び八頭郡 |            |     |              |   |  |  |    |    |      |            |     |              |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |          |              |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |              |              |
| 名称   | 位置    | 管轄区域             |              |            |     |              |   |  |  |    |    |      |            |     |              |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |          |              |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |              |              |
| 鳥取県東部県税事務所   | 鳥取市   | 鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡 |              |            |     |              |   |  |  |    |    |      |            |     |              |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |          |              |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |              |              |
| 略  |       |                  |              |            |     |              |   |  |  |    |    |      |            |     |              |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |          |              |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |              |              |
| 名称   | 位置    | 管轄区域             |              |            |     |              |   |  |  |    |    |      |            |     |              |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |          |              |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |              |              |
| 鳥取県東部福祉保健局   | 鳥取市   | 鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡 |              |            |     |              |   |  |  |    |    |      |            |     |              |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |          |              |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |              |              |
| 略  |       |                  |              |            |     |              |   |  |  |    |    |      |            |     |              |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |          |              |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |              |              |
| 名称   | 位置    | 所管区域             |              |            |     |              |   |  |  |    |    |      |            |     |              |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |          |              |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |              |              |
|  |       | 社会福祉法第14条第5項の事務  | その他の事務       |            |     |              |   |  |  |    |    |      |            |     |              |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |          |              |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |              |              |
| 鳥取県東部福祉事務所   | 鳥取市   | 岩美郡、八頭郡及び気高郡     | 鳥取市、岩美郡、八頭郡及 |            |     |              |   |  |  |    |    |      |            |     |              |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |          |              |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |            |     |                  |   |  |  |    |    |      |  |                 |        |            |     |              |              |

|   |
|---|
| 略 |
|---|

(名称、位置及び所管区域)

第39条 鳥取県身体障害者更生相談所設置条例(平成12年鳥取県条例第9号)第1条の規定により設置された身体障害者更生相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

| 名称              | 位置  | 所管区域         |
|-----------------|-----|--------------|
| 鳥取県東部身体障害者更生相談所 | 鳥取市 | 鳥取市、岩美郡及び八頭郡 |
| 略               |     |              |

(名称、位置及び所管区域)

第41条 鳥取県知的障害者更生相談所設置条例(平成12年鳥取県条例第10号)第1条の規定により設置された知的障害者更生相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

| 名称              | 位置  | 所管区域         |
|-----------------|-----|--------------|
| 鳥取県東部知的障害者更生相談所 | 鳥取市 | 鳥取市、岩美郡及び八頭郡 |
| 略               |     |              |

(名称及び位置)

第45条の2 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された知的障害者更生施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称           | 位置  |
|--------------|-----|
| 鳥取県立鹿野かちみ園   | 鳥取市 |
| 鳥取県立鹿野第二かちみ園 |     |
| 略            |     |

(名称、位置及び所管区域)

第50条 鳥取県児童相談所設置条例(平成12年鳥取県条例第13号)第1条の規定により設置された児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

| 名称         | 位置  | 所管区域         |
|------------|-----|--------------|
| 鳥取県中央児童相談所 | 鳥取市 | 鳥取市、岩美郡及び八頭郡 |
| 略          |     |              |

|   |  |      |
|---|--|------|
| 略 |  | び気高郡 |
|---|--|------|

(名称、位置及び所管区域)

第39条 鳥取県身体障害者更生相談所設置条例(平成12年鳥取県条例第9号)第1条の規定により設置された身体障害者更生相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

| 名称              | 位置  | 所管区域             |
|-----------------|-----|------------------|
| 鳥取県東部身体障害者更生相談所 | 鳥取市 | 鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡 |
| 略               |     |                  |

(名称、位置及び所管区域)

第41条 鳥取県知的障害者更生相談所設置条例(平成12年鳥取県条例第10号)第1条の規定により設置された知的障害者更生相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

| 名称              | 位置  | 所管区域             |
|-----------------|-----|------------------|
| 鳥取県東部知的障害者更生相談所 | 鳥取市 | 鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡 |
| 略               |     |                  |

(名称及び位置)

第45条の2 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された知的障害者更生施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称           | 位置     |
|--------------|--------|
| 鳥取県立鹿野かちみ園   | 気高郡鹿野町 |
| 鳥取県立鹿野第二かちみ園 |        |
| 略            |        |

(名称、位置及び所管区域)

第50条 鳥取県児童相談所設置条例(平成12年鳥取県条例第13号)第1条の規定により設置された児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

| 名称         | 位置  | 所管区域             |
|------------|-----|------------------|
| 鳥取県中央児童相談所 | 鳥取市 | 鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡 |
| 略          |     |                  |

(名称、位置及び所管区域)

第71条の2 鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6号)第1条の規定により設置された保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

| 名称       | 位置  | 所管区域         |
|----------|-----|--------------|
| 鳥取県鳥取保健所 | 鳥取市 | 鳥取市、岩美郡及び八頭郡 |
| 略        |     |              |

2 略

(設置)

第80条 交通事故相談所を次のとおり置く。

| 名称           | 位置  | 管轄区域         |
|--------------|-----|--------------|
| 鳥取県鳥取交通事故相談所 | 鳥取市 | 鳥取市、岩美郡及び八頭郡 |
| 略            |     |              |

(名称、位置及び管轄区域)

第106条 鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例(昭和36年鳥取県条例第19号)第1条の規定により設置された地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

| 名称           | 位置  | 管轄区域     |
|--------------|-----|----------|
| 鳥取県鳥取地方農林振興局 | 鳥取市 | 鳥取市及び岩美郡 |
| 略            |     |          |

(内部組織及び所掌事務)

第107条 略

2 農業改良普及所(鳥取農業改良普及所、気高農業改良普及所及び八頭農業改良普及所に限る。次項において同じ。)の位置及び管轄区域は、次のとおりである。

| 名称        | 位置  | 管轄区域                         |
|-----------|-----|------------------------------|
| 鳥取農業改良普及所 | 鳥取市 | 鳥取市(気高農業改良普及所の管轄区域を除く。)及び岩美郡 |
| 気高農業改良普及所 | 鳥取市 | 鳥取市の一部                       |
| 略         |     |                              |

3 略

(内部組織)

第117条 略

2及び3 略

(名称、位置及び所管区域)

第71条の2 鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6号)第1条の規定により設置された保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

| 名称       | 位置  | 所管区域             |
|----------|-----|------------------|
| 鳥取県鳥取保健所 | 鳥取市 | 鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡 |
| 略        |     |                  |

2 略

(設置)

第80条 交通事故相談所を次のとおり置く。

| 名称           | 位置  | 管轄区域             |
|--------------|-----|------------------|
| 鳥取県鳥取交通事故相談所 | 鳥取市 | 鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡 |
| 略            |     |                  |

(名称、位置及び管轄区域)

第106条 鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例(昭和36年鳥取県条例第19号)第1条の規定により設置された地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

| 名称           | 位置  | 管轄区域         |
|--------------|-----|--------------|
| 鳥取県鳥取地方農林振興局 | 鳥取市 | 鳥取市、岩美郡及び気高郡 |
| 略            |     |              |

(内部組織及び所掌事務)

第107条 略

2 農業改良普及所(鳥取農業改良普及所、気高農業改良普及所及び八頭農業改良普及所に限る。次項において同じ。)の位置及び管轄区域は、次のとおりである。

| 名称        | 位置         | 管轄区域     |
|-----------|------------|----------|
| 鳥取農業改良普及所 | 鳥取市        | 鳥取市及び岩美郡 |
| 気高農業改良普及所 | 気高郡<br>気高町 | 気高郡      |
| 略         |            |          |

3 略

(内部組織)

第117条 略

2及び3 略

4 試験地の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称            | 位置  |
|---------------|-----|
| 鳥取県園芸試験場河原試験地 | 鳥取市 |
| 略             |     |

(名称、位置及び管轄区域)

第134条 鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例(昭和47年鳥取県条例第9号)第1条の規定により設置された家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

| 名称           | 位置  | 管轄区域         |
|--------------|-----|--------------|
| 鳥取県鳥取家畜保健衛生所 | 鳥取市 | 鳥取市、岩美郡及び八頭郡 |
| 略            |     |              |

(設置)

第143条 林業試験場を次のとおり置く。

| 名称       | 位置  |
|----------|-----|
| 鳥取県林業試験場 | 鳥取市 |

(名称、位置及び所管区域)

第155条 鳥取県地方県土整備局設置条例(平成7年鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置された地方県土整備局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

| 名称           | 位置  | 所管区域     |
|--------------|-----|----------|
| 鳥取県鳥取地方県土整備局 | 鳥取市 | 鳥取市及び岩美郡 |
| 略            |     |          |

(設置)

第156条の2 姫路鳥取線用地事務所を次のとおり置く。

| 名称            | 位置  |
|---------------|-----|
| 鳥取県姫路鳥取線用地事務所 | 鳥取市 |

(名称、位置及び所管区域)

第156条の8 鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例(平成7年鳥取県条例第6号)第1条の規定により設置された港湾事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

| 名称 | 位置 | 所管区域 |
|----|----|------|
|    |    |      |

4 試験地の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称            | 位置     |
|---------------|--------|
| 鳥取県園芸試験場河原試験地 | 八頭郡河原町 |
| 略             |        |

(名称、位置及び管轄区域)

第134条 鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例(昭和47年3月鳥取県条例第9号)第1条の規定により設置された家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

| 名称           | 位置  | 管轄区域             |
|--------------|-----|------------------|
| 鳥取県鳥取家畜保健衛生所 | 鳥取市 | 鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡 |
| 略            |     |                  |

(設置)

第143条 林業試験場を次のとおり置く。

| 名称       | 位置     |
|----------|--------|
| 鳥取県林業試験場 | 八頭郡河原町 |

(名称、位置及び管轄区域)

第155条 鳥取県地方県土整備局設置条例(平成7年鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置された地方県土整備局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

| 名称           | 位置  | 管轄区域         |
|--------------|-----|--------------|
| 鳥取県鳥取地方県土整備局 | 鳥取市 | 鳥取市、岩美郡及び気高郡 |
| 略            |     |              |

(設置)

第156条の2 姫路鳥取線用地事務所を次のとおり置く。

| 名称            | 位置     |
|---------------|--------|
| 鳥取県姫路鳥取線用地事務所 | 八頭郡河原町 |

(名称、位置及び管轄区域)

第156条の8 鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例(平成7年鳥取県条例第6号)第1条の規定により設置された港湾事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

| 名称 | 位置 | 管轄区域 |
|----|----|------|
|    |    |      |

|                |     |          |
|----------------|-----|----------|
| 鳥取県鳥取港湾<br>事務所 | 鳥取市 | 鳥取市及び岩美郡 |
|----------------|-----|----------|

|                |     |                  |
|----------------|-----|------------------|
| 鳥取県鳥取港湾<br>事務所 | 鳥取市 | 鳥取市、岩美郡及び気高<br>郡 |
|----------------|-----|------------------|

附 則

1 及び 2 略

(鳥取市と八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村の合併に伴う鳥取県鳥取保健所郡家支所の名称、位置及び所管区域の特例)

3 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間における第71条の2第2項の適用については、同項の規定にかかわらず、鳥取県鳥取保健所郡家支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそれらの区域は、平成16年10月31日におけるものを示す(次項から第6項までにおいて同じ。)

| 名称               | 位置         | 所管区域  |
|------------------|------------|---|
| 鳥取県鳥取保健<br>所郡家支所 | 八頭郡<br>郡家町 | 鳥取市(旧八頭郡河原町、<br>旧八頭郡用瀬町及び旧八<br>頭郡佐治村の区域に限る。)<br>及び八頭郡 |

(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域の特例)

4 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間における第106条の適用については、同条の規定にかかわらず、鳥取県鳥取地方農林振興局及び鳥取県八頭地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

| 名称               | 位置         | 管轄区域  |
|------------------|------------|---|
| 鳥取県鳥取地方<br>農林振興局 | 鳥取市        | 鳥取市(旧八頭郡河原町、<br>旧八頭郡用瀬町及び旧八<br>頭郡佐治村の区域を除く。)<br>及び岩美郡 |
| 鳥取県八頭地方<br>農林振興局 | 八頭郡<br>郡家町 | 鳥取市(旧八頭郡河原町、<br>旧八頭郡用瀬町及び旧八<br>頭郡佐治村の区域に限る。)<br>及び八頭郡 |

(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域の特例)

5 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間における第107条第2項の適用については、同項の規定にかかわらず、鳥取農業改良普及所、気高農業改良普及所及び八頭農業改良普及所の名称、位置及び管轄区

附 則

1 及び 2 略

域については、次のとおりとする。

| 名称        | 位置         | 管轄区域  |
|-----------|------------|---|
| 鳥取農業改良普及所 | 鳥取市        | 鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町、旧八頭郡佐治村、旧気高郡気高町、旧気高郡鹿野町及び旧気高郡青谷町の区域を除く。）及び岩美郡 |
| 気高農業改良普及所 | 鳥取市        | 鳥取市（旧気高郡気高町、旧気高郡鹿野町及び旧気高郡青谷町の区域に限る。）                              |
| 八頭農業改良普及所 | 八頭郡<br>郡家町 | 鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。）及び八頭郡                         |

（鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地方県土整備局の名称、位置及び所管区域の特例）

6 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間における第155条の適用については、同条の規定にかかわらず、鳥取県鳥取地方県土整備局及び鳥取県八頭地方県土整備局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

| 名称           | 位置         | 所管区域                                      |
|--------------|------------|---|
| 鳥取県鳥取地方県土整備局 | 鳥取市        | 鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域を除く。）及び岩美郡 |
| 鳥取県八頭地方県土整備局 | 八頭郡<br>郡家町 | 鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。）及び八頭郡 |

第3条 鳥取県行政組織規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改 正 後                                  | 改 正 前                                  |
|--|--|
| （名称及び位置）<br>第109条 鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関 | （名称及び位置）<br>第109条 鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関 |

する条例（平成10年鳥取県条例第21号）第2条の規定により設置されたとっとり花回廊の名称及び位置は、次のとおりである。

| 名称          | 位置          |
|-------------|-------------|
| 鳥取県立とっとり花回廊 | 西伯郡南部町及び伯耆町 |

（名称、位置及び管轄区域）

第134条 鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例（昭和47年鳥取県条例第9号）第1条の規定により設置された家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

| 名称           | 位置  | 管轄区域             |
|--------------|-----|------------------|
| 略            |     |                  |
| 鳥取県西部家畜保健衛生所 | 伯耆町 | 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡 |

（内部組織）

第135条の2 次の表の左欄に掲げる家畜保健衛生所ごとに、所の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係等を置く。

| 略            |           |
|--------------|-----------|
| 鳥取県西部家畜保健衛生所 | 衛生指導係・防疫係 |

附 則

1～6 略

（日野郡溝口町の廃止及び西伯郡伯耆町の設置に伴う総合事務所の名称、位置及び所管区域の特例）

7 平成17年1月1日から同年3月31日までの間における第26条の2の適用については、同条の規定にかかわらず、鳥取県西部総合事務所及び鳥取県日野総合事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町の名称及びその地域は、平成16年12月31日におけるものを示す（次項から第11項までにおいて同じ。）。

| 名称         | 位置     | 所管区域                               |
|------------|--------|------------------------------------|
| 鳥取県西部総合事務所 | 米子市    | 米子市、境港市及び西伯郡（伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域を除く。） |
| 鳥取県日野総合事務所 | 日野郡日野町 | 西伯郡（伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域に限る。）及び日野郡     |

（日野郡溝口町の廃止及び西伯郡伯耆町の設置に伴う鳥

する条例（平成10年鳥取県条例第21号）第2条の規定により設置されたとっとり花回廊の名称及び位置は、次のとおりである。

| 名称          | 位置                   |
|-------------|----------------------|
| 鳥取県立とっとり花回廊 | 西伯郡岸本町及び南部町並びに日野郡溝口町 |

（名称、位置及び管轄区域）

第134条 鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例（昭和47年鳥取県条例第9号）第1条の規定により設置された家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

| 名称           | 位置  | 管轄区域             |
|--------------|-----|------------------|
| 略            |     |                  |
| 鳥取県溝口家畜保健衛生所 | 溝口町 | 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡 |

（内部組織）

第135条の2 次の表の左欄に掲げる家畜保健衛生所ごとに、所の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係等を置く。

| 略            |           |
|--------------|-----------|
| 鳥取県溝口家畜保健衛生所 | 衛生指導係・防疫係 |

附 則

1～6 略

取県西部県税事務所日野支所の名称、位置及び管轄区域の特例)

8 平成17年1月1日から同年3月31日までの間における第33条第2項の適用については、同項の規定にかかわらず、鳥取県西部県税事務所日野支所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

| 名称             | 位置         | 管轄区域                           |
|----------------|------------|--------------------------------|
| 鳥取県西部県税事務所日野支所 | 日野郡<br>日野町 | 西伯郡(伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域に限る。)及び日野郡 |

(日野郡溝口町の廃止及び西伯郡伯耆町の設置に伴う鳥取県西部福祉保健局の名称、位置及び管轄区域の特例)

9 平成17年1月1日から同年3月31日までの間における第36条の11の適用については、同条の規定にかかわらず、鳥取県西部福祉保健局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

| 名称         | 位置  | 管轄区域                               |
|------------|-----|------------------------------------|
| 鳥取県西部福祉保健局 | 米子市 | 米子市、境港市及び西伯郡(伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域を除く。) |

(日野郡溝口町の廃止及び西伯郡伯耆町の設置に伴う福祉事務所の名称、位置及び所管区域の特例)

10 平成17年1月1日から同年3月31日までの間における第37条の適用については、同条の規定にかかわらず、鳥取県西部福祉事務所及び鳥取県日野福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

| 名称         | 位置         | 所管区域                           |                                    |
|------------|------------|--------------------------------|------------------------------------|
|            |            | 社会福祉法第14条第5項の事務                | その他の事務                             |
| 鳥取県西部福祉事務所 | 米子市        | 西伯郡(伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域を除く。)      | 米子市、境港市及び西伯郡(伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域を除く。) |
| 鳥取県日野福祉事務所 | 日野郡<br>日野町 | 西伯郡(伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域に限る。)及び日野郡 | 西伯郡(伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域に限る。)及び日野郡     |

(日野郡溝口町の廃止及び西伯郡伯耆町の設置に伴う保健所の名称、位置及び所管区域の特例)

11 平成17年1月1日から同年3月31日までの間における第71条の2第1項の適用については、同項の規定に

かかわらず、鳥取県米子保健所及び鳥取県日野保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

| 名称       | 位置         | 所管区域                               |
|----------|------------|------------------------------------|
| 鳥取県米子保健所 | 米子市        | 米子市、境港市及び西伯郡（伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域を除く。） |
| 鳥取県日野保健所 | 日野郡<br>日野町 | 西伯郡（伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域に限る。）及び日野郡     |

第4条 鳥取県行政組織規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

| 改 正 後   |   |        | 改 正 前   |   |        |
|---|---|--------|---|---|--------|
| ( 附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関 )<br>第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。 |   |        | ( 附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関 )<br>第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。 |   |        |
| 附属機関  | 担任する事務  | 庶務担当機関 | 附属機関  | 担任する事務  | 庶務担当機関 |
| 略   |   |        | 略   |   |        |
| 鳥取県農業振興審議会  | 鳥取県農業振興審議会設置条例（昭和36年鳥取県条例第12号）第2条の規定による鳥取県の農業・農村の新興に係る重要施策及び鳥取県卸売市場整備計画その他卸売市場に係る重要事項についての調査審議及び知事に対する意見の具申に関する事務 | 農政課    | 鳥取県農業振興審議会  | 鳥取県農業振興審議会設置条例（昭和36年鳥取県条例第12号）第2条の規定による鳥取県の農業・農村の新興に係る重要施策及び鳥取県卸売市場整備計画その他卸売市場に係る重要事項についての調査審議及び知事に対する意見の具申に関する事務 | 農政課    |
|   |   |        | 鳥取県改良普及員資格試験審査委員  | 鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年鳥取県条例第59号）第11条の規定による改良普及員資格試験の成績の判定に関する事務   |        |
| 略   |   |        | 略   |   |        |
| 鳥取県森林審議会  | 森林法（昭和26年法律第249号）第68条第2項の規定による森林に関する重要事項についての知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務  | 林政課    | 鳥取県森林審議会  | 森林法（昭和26年法律第249号）第68条第2項の規定による森林に関する重要事項についての知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務  | 林政課    |

|   |  |  |                              |   |  |
|---|--|--|------------------------------|---|--|
|   |  |  | 鳥取県林業<br>改良指導員<br>資格試験委<br>員 | 鳥取県林業改良指導員資格試<br>験条例（昭和33年鳥取県条例<br>第11号）第9条の規定による<br>林業改良指導員資格試験の実<br>施に関する事務 |  |
| 略 |  |  | 略                            |   |  |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- ( 1 ) 第 2 条 平成16年11月 1 日
- ( 2 ) 第 3 条 平成17年 1 月 1 日
- ( 3 ) 第 4 条 平成17年 4 月 1 日

